

長 建 協 発 第 402 号
平成 25 年 1 月 10 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

犯罪収益移転防止法の一部改正について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、犯罪により得た収益をはく奪することや、被害の回復を図ることが重要であることから、犯罪による収益の移転防止を図るとともに、テロ行為などへの資金の供与防止を確保するなどにより、国民生活の安全と平穏を確保し、経済活動の健全な発展に寄与することを目的に制定された「犯罪収益移転防止法」（別添概要参照）の一部が改正され、本年 4 月 1 日から施行されることとなりましたのでお知らせ申し上げます。

なお、今回の改正の主な点につきましては、別添チラシをご参照願いますことと、ご参考までに「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律要項」を添付しておりますことを申し添えます。